

新旧対照表

○高知県小児慢性特定疾病要支援者証明事業実施要綱（抜粋）

新	旧
<p style="text-align: center;">高知県小児慢性特定疾病要支援者証明事業実施要綱</p> <p>第1 目的 児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第19条の22第4項に基づき、小児慢性特定疾病児童の保護者又は成年患者に対し「<u>小児慢性特定疾病登録者証（以下「登録者証」という。）</u>」を交付し、小児慢性特定疾病にかかっている児童等が小児慢性特定疾病にかかっている事実等を証明することで、小児慢性特定疾病児童等が、地域における自立した日常生活の支援のための施策を円滑に利用できるようにする。</p> <p>第2～第8 略</p> <p>附則 この要綱は、令和6年4月2日から施行し、令和6年4月1日から適用する。</p> <p>附則 1 この要綱は、令和8年3月2日から施行し、同月1日から適用するものとする。 2 従前の様式による用紙が現にある場合は、当分の間、これを取り繕って使用することができるものとする。</p> <p>附則 <u>この要綱は、令和8年4月13日から施行し、同月1日から適用するものとする。</u></p> <p>様式第1号 略</p>	<p style="text-align: center;">高知県小児慢性特定疾病要支援者証明事業実施要綱</p> <p>第1 目的 児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第19条の22第4項に基づき、小児慢性特定疾病児童の保護者又は成年患者に対し「登録者証」を交付し、小児慢性特定疾病にかかっている児童等が小児慢性特定疾病にかかっている事実等を証明することで、小児慢性特定疾病児童等が、地域における自立した日常生活の支援のための施策を円滑に利用できるようにする。</p> <p>第2～第8 略</p> <p>附則 この要綱は、令和6年4月2日から施行し、令和6年4月1日から適用する。</p> <p>附則 1 この要綱は、令和8年3月2日から施行し、同月1日から適用するものとする。 2 従前の様式による用紙が現にある場合は、当分の間、これを取り繕って使用することができるものとする。</p> <p>様式第1号 略</p>